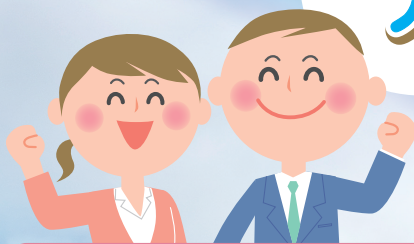


江戸川区介護人材確保事業

介護の仕事を目指す方 応援します



介護職員初任者研修・実務者研修
生活援助従事者研修 受講費用助成金

受講費用を **全額** 助成します！

①～④のすべてに該当する方が対象となります

- ① 平成28年4月1日以後に介護職員初任者研修課程を修了した方。または、平成30年4月1日以後に実務者研修課程を修了した方。または、令和3年4月1日以後に生活援助従事者研修課程を修了した方。
- ② いずれかの研修修了日から6か月以内に江戸川区にある介護事業所（※注）に就職し、かつ、6ヶ月間就労が継続している方。または、介護事業所に就職した日から3か月以内にいずれかの研修の受講を開始し、かつ、修了後6ヶ月間就労が継続している方。
（※注:介護保険法に規定する事業所となります。）
- ③ 江戸川区介護職員初任者研修・実務者研修・生活援助従事者研修助成の制度を利用したことがない方。
- ④ 他の制度による類似の助成を受けていない方。

介護福祉士育成給付金

最大120万円（年間60万円）給付します！

①～③のすべてに該当する方が対象となります

- ① 専門学校等の介護福祉士養成施設に在学中または入学が決定していること
- ② 養成施設を卒業後、介護福祉士資格を取得すること
- ③ 養成施設を卒業後、区内介護事業所で5年以上継続して就労すること

詳しくは江戸川区介護保険ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係（江戸川区役所2階2番）

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

☎ 03-5662-0032

<http://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/>

江戸川区介護人材確保事業 検索



介護職員初任者研修・実務者研修 生活援助従事者研修 受講費用助成金

【助成金額】

助成対象者が負担した受講費用の全額（1,000円未満切り捨て）

【給付対象人数】

年間50名程度（先着順）

【申請方法】 申請書等の押印は、朱肉を使う印鑑をご使用ください。

次の書類を区役所窓口に提出してください。

- (1) 江戸川区介護職員初任者研修等受講費用助成申請書（第1号様式）
- (2) 介護職員初任者研修または実務者研修または生活援助従事者研修修了証明書の写し
- (3) 介護職員初任者研修または実務者研修または生活援助従事者研修受講費用の領収書（原本）
- (4) 就労証明書（第2号様式）

介護福祉士育成給付金

【給付金額】

修学経費（養成施設入学に係る費用、授業料等修学に要する費用）に対して年間上限60万円まで（総額上限120万円）

【給付対象人数】

年間50名程度（先着順）

【申請方法】 申請書等の押印は、朱肉を使う印鑑をご使用ください。

次の書類を区役所窓口に提出してください。

- (1) 江戸川区介護福祉士育成給付金交付申請書（第1号様式）

※申請者及び養成施設の情報提供に関する同意が必要となります。

- (2) 入学許可証（合格通知書）または在学証明書の写し

- (3) 修学経費に関する領収書

※ただし、修学経費を支払う前に申請する場合は、給付金交付後にご提出いただきます。

- (4) 修学経費に関する書類（入学案内等修学経費の詳細が分かるもの）

- (5) 誓約書（第2号様式）

- (6) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行後3か月以内のもの）

※江戸川区民の方は、個人情報利用に係る同意書（第3号様式）を提出した場合は

(6)は不要です。

【提出先】

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係（江戸川区役所2階2番）

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

☎ 03-5662-0032